

答申第 677 号

平成 30 年 4 月 11 日

神奈川県公安委員会
委員長 岩澤 啓子 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 11 月 2 日付けで諮問された特定集会に関する統計記録一部非公開の件（諮問第 772 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定集会に関する統計記録を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成29年5月10日付けで、神奈川県警察本部長(以下「県警本部長」という。)に対して、特定日、特定集会における参加人数を計測・集計した一切の記録及び同集会における参加人数を計測・集計する方法が記載された一切の文書について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成29年5月24日付けで、本件請求のうち前者については、特定集会開催に伴う警備実施結果を対象文書として特定の上、別表のうちAの部分については、特定の個人が識別される情報であることから条例第5条第1号に該当するものとして、別表のうちB、C、D、E及びFの部分については、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、同条第6号に該当するものとして、非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) また、本件請求に対し、警察本部長は、平成29年5月24日付けで、本件請求のうち後者については作成も取得もしていないため、不存在であるとして、公開を拒む決定を行った。
- (4) 審査請求人は、平成29年8月21日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち別表に掲げられたBの部分(以下「本件非公開情報」という。)を非公開とした処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人が公開を求める本件非公開情報は特定年度の特定集会の参加人数である。

本件非公開情報は、警備態勢や警備手法とは何ら関係のない情報であり、警備態勢や警備手法と同時に併せて公開されない限り何ら支障は生じない。

また、特定集会に参加した人員を計測・集計した数字である本件非公開情報は、警備態勢、警備手法とは明らかに異なる情報であり、しかもすでに警備はすべて終了していることなどを併せても、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは全くないといえることから、本件非公開情報は条例第5条第6号に該当しない。

(2) さらに、以下のとおり、実施機関は、条例第5条第6号に該当するおそれがあると合理的に判断する根拠があることを基礎づける事実について具体的に主張立証できていない。

ア 本件非公開情報は、特定集会に参加した人員数であり、数字だけ見ても実施機関の情報収集能力、分析能力を明らかにできるはずがない。また、本件非公開情報を他の情報と突き合わせても実施機関の情報処理能力、分析能力等を明らかにできないはずである。

イ 実施機関は、「不法行為の敢行を容易にするおそれ」という抽象的なおそれを述べるのみで、本件非公開情報により、どのような不法行為がどのようにして容易になるのか全く説明していない。

4 実施機関の説明要旨（警察本部警備部警備課）

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

実施機関においては、警備犯罪、災害若しくは雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県内で行われる様々な警備事案の性格、規模、態様、期間その他社会的な影響等について総合的に判断し、部隊の運用を伴う警備実施を行い、個人の生命、身体、財産を保護することで公共の安全と秩序の維持を図っている。

本件非公開情報には、特定年度に開催された特定集会の参加人数が記載さ

れている。かかる情報は、実施機関が警備実施を完遂する目的で各種の情報収集活動を行い、得られた情報を基に、分析して集計した数字であり、既に終了した警備であるからといってこれを公開すれば、実施機関の情報収集能力、分析能力等が明らかとなり、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがある。

また、実施機関が行う警備実施や情報収集活動を妨害しようとする者が研究・分析を行うことにより、警備実施の体制が推察され、不法行為の敢行を容易にするおそれがある。

以上のことから、本件非公開情報は、公開することにより、将来における警備警察活動に重大な支障を及ぼすこととなり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから、条例第5条第6号に該当すると判断したものである。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。

(2) 当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、特定集会に伴う警備実施結果のうち人員の結果欄に記載された、特定集会の主催者が届出又は発表をした参加人数とは異なる、実施機関が調査した特定集会の参加人数であることが認められる。

(3) 本件非公開情報を公開すると、実施機関の説明するとおり、本件非公開情報は、実施機関が警備実施を完遂する目的で各種の情報収集活動を行い得られた情報を基に分析して集計した数字であることから、既に終了した

警備であっても、実施機関の情報収集能力、分析能力等が明らかとなり、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあること、また、実施機関が行う警備実施又は情報収集活動を妨害しようとする者が研究、分析等を行うことにより、警備実施の体制が推察され、不法行為の敢行を容易にするおそれがあることが認められる。

(4) よって、本件非公開情報は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められることから、条例第5条第6号に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3のとおり、本件非公開情報は同号に該当しない旨主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 11 月 2 日	○ 諮問
平成 30 年 2 月 21 日 (第 181 回部会)	○ 審議
3 月 23 日 (第 182 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元 同 志 社 大 学 大 学 院 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(平成 30 年 4 月 9 日現在) (五十音順)